

お知らせ

国民年金制度について

これが国民年金のメリットです

国民年金は、すべての公的年金の基礎となるものです。日本国内に住む20歳から60歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

老後を支える終身の年金

日本人の平均寿命は、医療技術の進歩等によって、今後さらに延びることが予想され、年をとってからの生活費の不安がおおきくなります。国民年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

不測の事態に備える保険としての年金

国民年金は、老後だけではなく、不測の事態にも対応できる優れた年金です。加入者が事故や病気で障害者となった場合に支給される「障害基礎年金」があります。また、加入者が死亡したときは、その遺族に支給される「遺族基礎年金」があります。なお、各年金の支給には、それぞれ要件がありますので、詳しくは以下までお問い合わせください。

納めた保険料は税金の負担が軽減

納めた保険料は、「社会保険料控除」として全額控除の対象となり税金が安くなります。なお、平成18年分の申告から国民年金保険料について、社会保険料の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に「社会保険料控除証明書」や領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が義務付けられました。

年金額の一部を国が補助

国が運営する制度のため、年金額の3分の1が国庫負担です(段階的に2分の1まで引き上げる予定)。

【問い合わせ】住民水道課 TEL 68-6695

月の沙漠記念館からのお知らせ

今月の町民無料日は11月18日(日)です。(毎月第3日曜日)
また、現在開催中の「宮本匡四郎展」は11月20日(火)で終了し、11月22日(木)から平成20年1月22日(火)までの予定で、演劇写真展「しゃっせ ただお写真展 in 御宿」が始まります。白黒写真で撮影された名優たちの迫力が伝わってくる作品60点あまりが公開されますので、是非、ご来場ください。

なお、毎週水曜日および年末年始(12月29日～1月3日)は休館日となりますのでご注意ください。

【問い合わせ】月の沙漠記念館 TEL 68-6389

おんじゅく お知らせ版

発行日 平成19年11月10日 NO.492

編集 御宿町企画財政課 68-2512

http://www.town.onjuku.chiba.jp/

100

募集

『ヘルシー減量教室』参加者募集

糖尿病、高血圧等の生活習慣病と深く関わりのある「肥満」町では、この肥満を改善することにより生活習慣病の予防を図ることを目的に、以下のとおり『ヘルシー減量教室』を実施します。なお、この教室は美容を目的とするダイエット教室ではありませんので、ご注意ください。

【対象】40歳から64歳で、BMIが25.0以上の方
疾病等により運動制限または食事制限のある方は対象となりません。

【形式】次の2コースからの選択

〔.教室型〕全6回コース
(日時)12/7(金)、12/17(月)、1/16(水)、1/29(火)、
2/7(木)、2/22(金)
13:30～16:00
(内容により午前中に実施することもあります)

(場所)保健センター 健康診査室
(内容)講義、実習、グループワークほか

〔.自宅型〕随時
(内容)面接、電話、FAX、電子メール等による個別支援
教室型に参加できる日は参加していただきます。

【費用】1,500円(テキスト代、資料代ほか)

【申し込み期限】11月27日(火)
定員は、教室型30名、自宅型20名(先着順)です。ただし教室型は申し込みが5名以下の場合、全員自宅型とさせていただきます。

申し込み 問い合わせ】保健福祉課 TEL 68-6717

お知らせ

第2回認知症サポーター養成講座

「認知症サポーター」とは、認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守り支援する人のことです。町では、認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指すため、認知症サポーター養成講座を開催します。講座の参加を希望する方は、保健福祉課までお申し込みください。

【日時】12月12日(水) 13:30～15:00

【場所】保健センター 健康診査室

申し込み 問い合わせ】保健福祉課 TEL 68-6716

お知らせ

税金の納付について

11月30日(金)は、国民健康保険税第5期の納期限です。忘れずに納付しましょう。
【問い合わせ】税務課 TEL 68-6692

観光立県セミナーを開催します

千葉県では、観光を通じた地域振興の取り組みを支援するため、一般県民や宿泊事業者、観光事業者の皆さんを対象とした「観光立県セミナー」を城西国際大学と連携して開講します。来訪者の視点から見たまちづくりや地域の活性化について一緒に考えていきましょう。

【日時】12月12日(水)、13日(木) 10:00～16:10

【場所】城西国際大学 安房キャンパス AV教室

【内容】

12月12日(水)
資源 事業者 住民等の連携による観光地経営
～ 枇杷倶楽部の事例～

観光による地域振興のあり方
～ 地域資源の有効活用と観光地経営～
観光の新たな潮流を読む
～ 21世紀の観光は世界最大の平和産業～

12月13日(木)
南房総地域のウェルネスリゾート化を考える
～ 保養地域の活性化と宿泊観光事業の展開～
南房総エリアにおける地域資源の情報化と広域観光
～ ブランド力の強化と広域連携による観光情報受発信～
多様なニーズに対応した宿泊業を考える
～ 新たな滞在型・半定住型宿泊事業の可能性～

【対象】どなたでもご参加いただけます。
(1日だけの受講も可能です)

【費用】無料(要申込 定員100名)

申し込み 問い合わせ】城西国際大学 観光事業部事務室
TEL 04-7098-2800

労災職業病なんでも相談会について

【日時等】12月15日(土) 13:00～16:00
船橋市勤労市民センター 3階第4会議室
平成20年1月26日(土) 13:00～16:00
成田市中央公民館

【対応者】弁護士、社会保険労務士、ソーシャルワーカー 他

【費用】無料(予約不要・当日受付)

【問い合わせ】千葉中央法律事務所 TEL 043-225-4567

平成20年4月から新しい高齢者の医療制度が始まります。

後期高齢者医療制度について

新しい医療制度は、**75歳以上の方**（一定の障害があり認定を受けた65歳以上の方を含む）が加入します。

千葉県内にお住まいの75歳以上の高齢者等の方は、**平成20年4月には自動的に被保険者**となります。

現在、国民健康保険や社会保険などに加入されている方も、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

新しい制度の運営は【**後期高齢者医療広域連合**】が行います。

被保険者は誰？

- ・平成20年4月1日に75歳以上の方
（平成20年4月以降に75歳になられる方は、誕生月の翌月から）
- ・65歳以上で一定の障害があり、すでに認定を受けた方

被保険者証は？

- ・平成20年3月末までにお送りする予定です。
- ・国民健康保険や社会保険の「被保険者証」と「老人医療受給者証」が「後期高齢者医療被保険者証」一枚になります。

保険料

- ・保険料は千葉県後期高齢者医療広域連合で決定します。
- ・保険料は原則として県内では均一となります。

保険料の支払方法

- ・年額18万円以上の年金受給者については、原則、年金から保険料が天引きされます。
- ・それ以外の場合は、市町村ごとに定める納期に従って納付書により支払います。
- ・介護保険と合わせた保険料が、年金額の2分の1を超える場合は年金からの天引きの対象になりません。

給付

- ・これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。

医療機関での負担割合は

- ・窓口で支払う医療費の一部負担割合は現行の老人保健医療制度と同様に所得に応じて1割又は3割となります。

手続き

- ・千葉県内にお住まいの75歳以上の高齢者の方は平成20年4月には自動的に後期高齢者医療の被保険者となりますので、特に手続きの必要はありません。

広域連合と市町村の行う仕事

広域連合

被保険者の認定や保険料の決定、給付の決定など制度の運営全般を行います。

- ・被保険者の加入、脱退や被保険者証の交付
- ・保険料の決定
- ・給付に関する決定
- ・保健事業

市町村

保険料の徴収や各種申請・届出の受付、被保険者証の引渡しなどの窓口業務を行います。

- ・被保険者の加入、脱退の届出や被保険者証の引渡し
- ・保険料の徴収
- ・給付に関する申請受付（療養費、高額医療費等の申請）

問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合

TEL 043 - 308 - 6768

住民水道課

TEL 68 - 6695

